

令和4年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

令和4年11月30日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

静岡県教育委員会 様

静岡県教育委員会におかれましては、日頃より通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご指導とご支援を賜り深く感謝申し上げます。「静岡県の特別支援教育2022」にありますように、本年度、通級指導教室を小学校に9教室、中学校に2教室新設・増設していただいたことについても重ねてお礼申し上げます。

私ども静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、昭和45年の発足以来、言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。今後も、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に寄与していきたいと考えております。

本県では、「静岡県の教育2022」の中で、「有徳の人」の育成を基本理念として、未来を切り開く多様な人材を育む教育の実現のため、「課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、支援体制の充実を図ります。」と示しています。支援体制の整備として、本年度、上記のように通級指導教室を新設・増設していただきました。これにより、課題を抱える子どもたちが通級による指導を受けやすい環境になりました。このように、通級指導教室は、本県の教育施策を具現化する上で最も重要な教育資源の一つだと考えられます。

更に、通級による指導は、通常の学級の特別支援教育力を高めることにも直結します。なぜなら、通級指導教室担当教員と通常の学級の担任教員との間で、子どもの発達特性に合わせた指導・支援や環境調整についての情報交換が日常的に行われるからです。このつながりにより、通常の学級の担任教員は、課題を抱える子どもへの指導力・支援力、つまり特別支援教育力を高めることができます。若手教員の育成という視点からも、本県の「課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことのない支援体制」につながる特別支援教育力の向上は重要だと考えます。

今後も、本研究会では、言語・聴覚・発達に障害のある幼児・児童・生徒の直接的な指導支援を推進して参ります。加えて、通級指導教室設置校の校内支援や在籍校（園）訪問、サテライト（巡回による）指導などに積極的に取り組み、本県の特別支援教育力の向上に資する覚悟です。別記要望事項について格別のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年11月吉日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立川原小学校長） 寺尾 祥訓

現状における課題と要望事項

I 通級による指導の充実と発展のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。自校通級が可能となるよう、通級指導教室の設置が望まれます。
- 2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、研修の機会の確保と維持及び通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が確実に継承される人事配置が望まれます。
- 3 ICT機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進と、活用事例の発信をお願いします。

II 小学校言語障害通級指導教室・発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

通級による指導を必要とする児童のニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室の障害種別による設置の緩和など柔軟な運営ができるよう配慮をお願いします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室の充実と発展のための要望

聴覚に障害がある児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、ご配慮、ご検討をお願いします。

IV 中学校・高等学校の発達障害通級指導教室の現状

本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。

V 早期指導の充実と発展のための要望

本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願いします。

I 通級による指導の充実と発展のための要望

1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。自校通級が可能となるよう、通級指導教室の設置が望まれます。

平成 29 年 4 月 1 日の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級による指導を受ける児童生徒 13 人に 1 人の教員を配置することとなりました。各教育委員会のご尽力により、各市町への計画的な教室の新設・増設等が実施されています。このことにより居住する市町で通級による指導を受けられる児童生徒が増えました。

しかし、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています（資料 I-1-①）。特に県東部地区の小山町・清水町・東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町・松崎町・河津町は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず、言語・発達・幼児言語のどの教室も設置されていません。

各市町に 1 つしか通級指導教室がない場合、在籍地域に通級教室があっても、在籍校からの距離が遠く、往復するだけで疲れてしまい、指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。下田市では、南伊豆町や東伊豆町の教育委員会から相談がありましたが、通級の距離と時間の負担を考えると、必要があっても通級につながらない場合もありました。

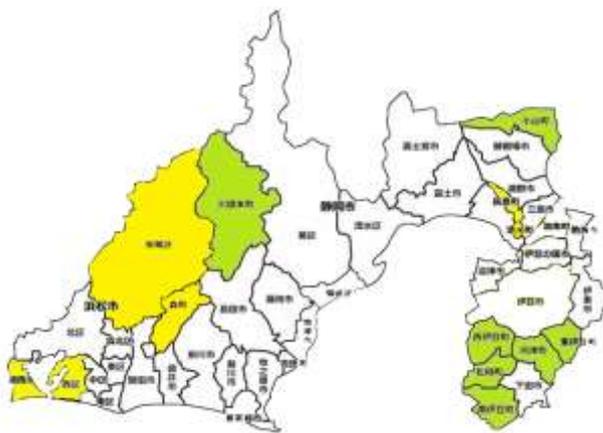
この状況を緩和させ、児童生徒に必要なかつ適切な支援を行うために、担当者は巡回指導やサテライト指導（以下、サテライト指導）を行うなどを行っています（資料 I-1-②）。こうした努力で保護者の負担を軽減し、児童生徒に支援の機会を提供しています。しかし、サテライト指導では、児童生徒のために臨機応変に指導内容を変えることが難しかったり、その日に必要な指導をすることができなかつたりすることも多く、大きな課題となっています。さらに、通級による指導の要である保護者との連携を十分に行うことができず、担当者にとっては負担が大きくなっています（資料 I-1-③）。先の新聞報道（「静岡新聞」令和 4 年 7 月 12 日）に、「他校通級の場合は子どもや保護者の送迎に負担が重いことが課題とされ、文科省は、なるべく自校で指導を受けられるよう、教員数の確保に向けて検討をすすめる。」とあるよう、自校通級が可能となるよう通級指導教室の新設・増設が望まれます。

また、通級指導教室には、通級に関わる児童生徒・保護者だけでなく、通常の学級や特別支援学級に在籍する児童生徒・その保護者、職員にも活用できる人材や教材などがあります。特に、不登校児童生徒や読み書きにつまずいている児童生徒に対する早期対応や教育相談には、通級指導教室が有している知識や技能が生かされています。

このように通級指導教室へのニーズが高まり、各校での支援を必要としている児童生徒が増加している中、基礎定数化の計画的な実施とともに、それに基づく教室設置を行うことで、地域間の格差が解消され、自校通級が増えることを期待します。

資料 I-1-① 通級指導教室未設置の市町(令和3年度)

地区	言語教室	幼児 言語教室	発達教室
東 部	西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 清水町 長泉町 小山町	西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 清水町 長泉町 小山町	西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 小山町
中・西部	※川根本町 森町	川根本町 森町	※川根本町 湖西市
浜松市	西区		天竜区



白… 言・幼言・発達教室すべてが設置されている市町
 黄… 言・幼言・発達教室のいずれかが設置されている市町
 黄緑…言・幼言・発達教室が設置されていない市町

※静岡市は、全ての教室が設置されている。
 ※清水町、森町には幼児に対することばの相談窓口はある。
 ※川根本町は、小学校で巡回指導を行っている。

資料 I-1-② (アンケート結果より)

サテライト実施状況 (令和3年度)

	県全体	<サテライト指導での成果>
実施	21	・保護者の都合で通級できない児童の指導を保障できた。 ・児童や保護者の移動負担(距離・時間)を軽減できた。
未実施	70	・授業参観や担任や特支コーディネーターとの情報交換がタイムリーにかつスムーズにでき、指導に生かすことができた。
小計	91	・在籍校の特別支援教育体制づくりへの働きかけができた。
実施率	23%	・在籍校の職員の理解が進んだ。

サテライト実施に対する指導者の意向 (令和3年度)

	県全体	<サテライト指導での課題>
必要	45	・サテライトでの環境の不備。 (通級教室の大きさ、パソコンや教材、備品の問題など)
不要	12	・教材の準備や運搬、指導者の移動時間の確保など負担が増した。
どちらとも 言えない	40	・保護者との連携がしにくい。 ・移動で時間がとられるため、指導できる人数が減った。
小計	97	・通級指導教室が複数担当の場合、担当者同士が会う機会が少なくなつて、研修や情報交換などがしづらくなった。
必要感率	46%	・移動に関わる事務手続きや旅費の発生による他の出張への影響。

2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、研修の機会の確保と維持及び通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が確実に継承される人事配置が望まれます。

「障害に応じた通級による指導の手引き」（平成30年 文部科学省。以下、文科省という。）では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として次の8項目を挙げています。

- (1) 通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る特別の教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成の手順、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者や関係諸機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

通級指導教室担当者は、静岡県教育委員会（以下、県教委という。）のご指導の下、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりました。県教委主催の通級指導教室担当者研修において、平成29年度から、「発達障害通級指導」演習と共に、「言語障害通級指導」演習も実施されるようになり、言語障害通級指導者にとっても大変有意義な研修会となっています。また、この研修会が、東・中・西部の幼児教育に携わる教員・職員まで参加が拡大され、平成30年度末に配布された「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を活用するための講話も設定していただき、大変有り難く思います。また、各市町も研修の必要性に理解を示してくださり、研修の機会を設けてくださるようになりました。しかし、教委主催の研修は地域格差があったり回数が十分でなかったりするため、経験の浅い通級指導担当者は、日々の指導を行いながら、教室や地域の先輩から一つ一つ学んでいかなければなりません。令和2年3月「初めて通級を担当する教師のためのガイド」が文科省のホームページに公開されました。「第1章 通級指導を担当するに当たって」には、「(4) 困ったら一人で悩まずに相談しましょう。」とありますが、先述の研修内容8項目の内容を、体系的に身に付けることは難しい状態です。

また、経験ある担当者も8項目中の(6) (7) (8) に関しての更なる研修を望み、加えて、「校内支援への関わり方（コンサルテーション）」「通級担当新任者への指導（自身や後継者のキャリア）」についての探求もしている状況です。

本会は、以下のように、担当者の専門性を高めるだけでなく、事例を通じた実践的な研修を年間を通して行っており、これらは担当者にとって欠かせないものとなっています。

令和4年度 静言研 研修計画（令和4年度静言研会員必携より）

- (1) 定例研修会 第一回 【午前】総会・講演 【午後】分科会 ※西部部地区で開催
第二回 【午前】講演 【午後】講演・分科会 ※中部地区で開催
第三回 【午前】講演 【午後】分科会 ※東部地区で開催
- (2) 地区講習会（講義、新任者講習会、指導者講習会、担当者研修会、事例検討会、検査技能講習会等。）
東部地区 年間5回
中部地区 静岡：年間6回 志太・榛原：年間3回 小笠・掛川：年間5回
西部地区 年間9回

「発達障害に関する通級による指導担当教員専門性充実事業実践事例集」に挙げられた研修の機会を、地域間の格差なく平等に設け、専門性を身につけた担当者が幅広く育成されるようにご配慮をお願いします。

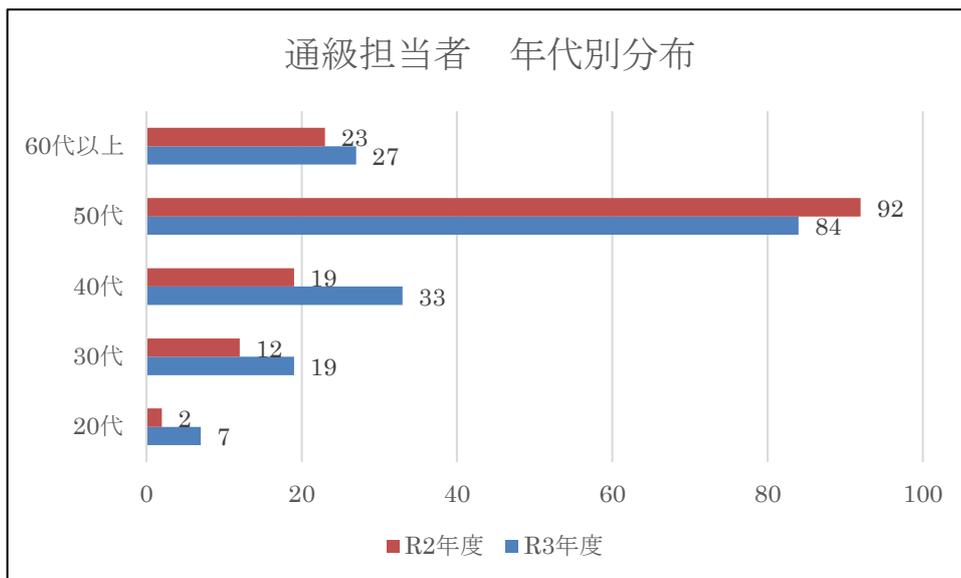
昨今、教育現場で働く教職員の年齢構成が話題となりますが、通級指導教室の担当者にも同様の表れが見られます。令和3年度の通級指導教室担当者の年齢は、85%が50歳代以上で、20歳代と30歳代が合わせて15%という状態にあります（資料I-2-①）。また、担当者の47%が経験年数3年以下となっています（資料I-2-②）。通級指導教室の増設・新設が進む中で、設置校の半分においては担当者が1教室一人であることも実態として挙がっています。

この先、上記の8項目の専門性を身につけた経験豊かで指導者的立場にある担当者が退職の時期を迎えることや、研修を重ねた若い年代の担当者が増えていかないことを考えると、専門性を担保するという観点から、不均衡な担当者の構成に不安を感じざるを得ません。

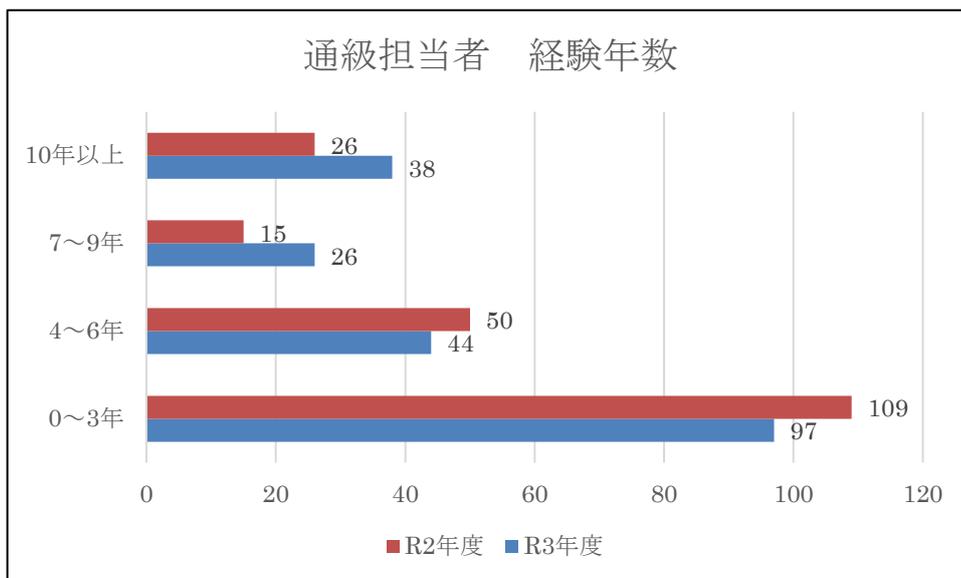
それを解消するため、昨年度から各市町で工夫した取組が始まっています。市町教委から指名された経験豊富な担当者がリーダーとなり、今後教室運営を担う地域の担当者に通級全般の知識や実際の指導について教授していく研修システムや、経験ある担当者の教室に通級指導について関心をもつ教諭の後継者育成枠としての配置があります。こういった取組が県下にも広まるよう視察・推奨・指導等にご尽力いただくようお願いします。

今後、通級による指導はもちろんのこと、本県の特別支援教育の質を維持、向上させるため、担当者のキャリアステージを考慮した均衡のとれた人事が行われるよう、ご配慮をお願いします。

資料 I - 2 - ①



資料 I - 2 - ②



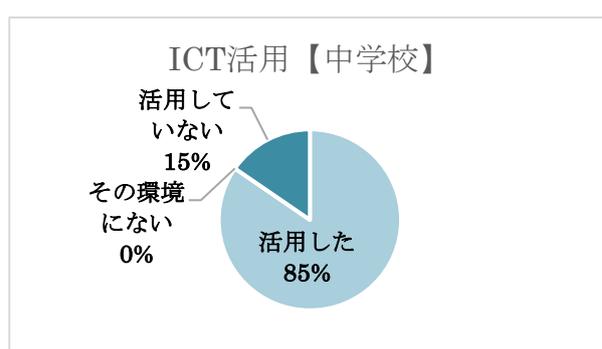
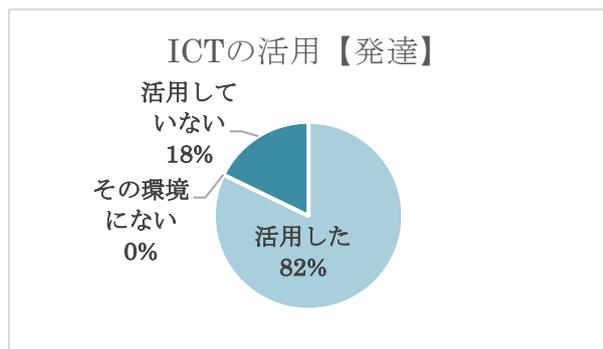
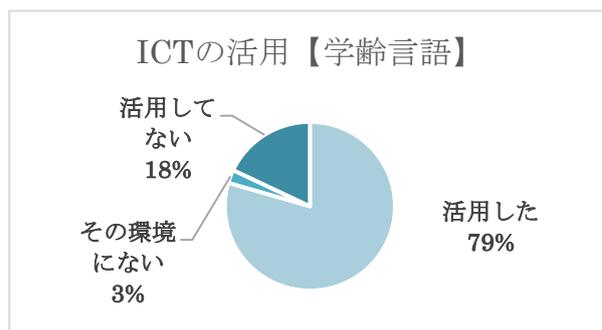
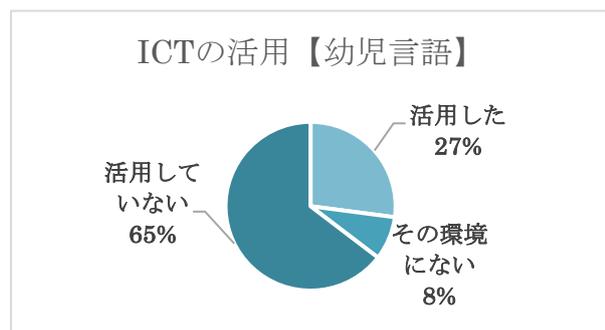
3 ICT 機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究を推進し、活用事例の発信をお願いします。

令和2年度より、全国の小中学校では、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、生活様式や授業の在り方について様々な見直しや取組がされてきました。

国の ICT 機器活用推進事業も加速しており、通級指導教室でも、タブレットを活用した指導やオンライン指導を試み、また、担当者のオンライン研修などを行っています。コロナ禍などの非常時だけでなく、遠方から通級指導教室に通っている児童生徒やその保護者にとって、ICT 機器を活用したオンライン指導が可能になることは、移動や送迎の負担軽減にもつながると考えられ、大きな効果が期待できます。また、ICT を最大限に活用することは、指導の個別最適化の充実を図ることになります。児童生徒一人一人に合った学びを提供することは、学習意欲向上にもつながると考えられます。

しかし、その一方で、市町による環境整備の進捗状況やシステムに違いがあります。ネットワーク環境が整い、児童生徒には一人1台のパソコンやタブレットが整備されている学校でも、通級指導教室用の ICT 機器の配置は十分ではなく、機器本体が整備されていない教室もあります。通級による指導に活用できるアプリが多く開発されていますが、有料のものが多く、市町では申請が難しいため、活用が限られてしまいます。

小中学校では、8割の通級指導教室が ICT を活用した指導を行っています。しかし、教室によって活用内容に差があり、その要因として、担当者の活用技術の差が考えられます。今後は、ICT の環境整備の一層の充実及び、通級担当者の ICT 活用技術の向上が、指導の個別最適化につながると考えられます。通級による指導のみならず、在籍学級や家庭学習など、特別な支援を要する児童生徒が必要とする場で活用できる ICT 活用指導事例を収集し、指導現場ですぐに生かせるような実践を発信していただくと担当者全体の指導力の向上につながると考えます。



～ICT 活用例～

【幼児言語】

- ・マスクを着用しての指導では口元が見せられないため、口腔運動や構音の練習ができるように、写真や動画を撮って指導に活用した。
- ・子どもの発音の様子を録画し、研修会で講師の先生に見せて、指導方法の助言を受けた。

【学齢言語】

- ・子どもが知らない言葉や分からない言葉を検索し、語彙力向上につなげた。
- ・舌の状況を撮影し、児童と一緒に見返すことで、現状を把握したり、目指す姿との比較をしたりした。
- ・iPad の動画機能やボイスメモアプリを使い、自分の発音をすぐにフィードバックして聴くことを通して、自分が思っているように発音できているかをチェックした。
- ・音声入力機能を使い、だらだらした文の話し方を文字化し、どうしたら短くて分かりやすい文章になるかを PC 上で整理調整した。
- ・マスクを外す構音指導では、教室と職員室で離れて指導を行った。
- ・コロナ対応で通級が困難な児童に、オンライン指導を行った。
- ・市内のことばの教室合同で、リモートを活用し、吃音交流会を実施した。

【発達】

- ・分からない言葉を検索し、言葉と写真を結び付けて、語彙を増やした。
- ・MIM デジタルやデイジー教科書を使って、平仮名や片仮名、読字指導を行った。
- ・音声ペンで読み上げ支援をしたり、chromebook の音声入力を活用したりした。
- ・chromebook を使って、入力練習や作文指導を行った。
- ・学習アプリを使い、繰り返し学べるようにした。
- ・休校や感染症予防で対面の指導ができないため、オンラインで指導を行った。
- ・グループ指導や担任参観、保護者会をオンラインで行った。
- ・教室間でオンライン交流を行った。

【中学校】

- ・タイピング練習を行った。
- ・読み書きが苦手な生徒が使えるツールの確認をし使い方を練習した。
- ・自分の取組や態度を撮影し、見ることで客観的に把握させた。
- ・不登校生徒が学校とつながるために、chromebook を使って日記を書いたり、修学旅行など行事に関する調べ学習を行ったりし、班員と共有した。
- ・提出課題をデータ化し、タブレットを活用して取り組んだ。
- ・通級相談や通級指導担当同士の指導参観をオンラインで行った。

II 小学校言語障害通級指導教室・発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

通級による指導を必要とする児童のニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室の障害種別による設置の緩和など柔軟な運営ができるよう配慮をお願いします。

静岡県では言語障害、発達障害等と障害種を分けた通級指導教室が設置されています。しかし、言語障害通級指導教室にも読み書きや注意力、コミュニケーションなどの発達障害の課題がある児童が、多数在籍しています。反対に発達障害の教室にも言語障害がある児童も一定数おります。特に、構音障害のある児童の中には、同時に読み書きの困難さを併せ持つ場合も少なくありません。通級による指導により構音障害が改善しても、読み書きの困難さを学習障害と判断されると、発達障害通級指導教室に教室を変更するケースがあります。言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室が別の学校に設置されている場合、慣れた教室を離れ、別の学校の教室に移らなくてはならず、児童・保護者にとって負担を強いることになります。

一方、地域によっては、近隣に通級指導教室がないために、サテライト指導を実施している学校が14校（言語7校発達7校）あります。必要と感じている学校についても、40校（言語14校、発達23校）にも上りますが、先に述べたように、サテライト指導には課題が多いのも事実です。

このような課題を解決するために、障害種の枠を取り外し、通級指導の運営に柔軟性を持った教室の設置が考えられます。障害種に応じた遠方の教室に通わなくてはならないケースでも、近隣に障害種枠を取り外した通級指導教室があれば、通級による負担を減らし、児童の教育的ニーズに合った多様な指導を柔軟に展開することが可能になります。

今後、教室増設・新設が進められていく中で、設置形態についても検討をしていただくことで、児童にとってより通級しやすい場になり、指導効果を一層上げられるのではないかと考えております。

令和3年度 言語障害通級児童の発達障害併発児童数（人）

発達障害の併発通級児童数		
併発あり	374	人
併発なし	835	人
合計	1209	人

令和3年度 発達障害通級児童の言語障害併発児童数（人）

言語障害の併発通級児童数		
併発あり	66	人
併発なし	1502	人
合計	1568	人

Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室の充実と発展のための要望

聴覚に障害のある児童生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、ご配慮、ご検討をお願いします。

「富士宮市立東小学校みみの教室」は、聴覚支援学校以外では県内唯一の難聴通級指導教室です。現在4名の児童が通級しています。毎回の授業では、その日のきこえの確認、集中して聞く活動や語彙を増やす活動など、その児童に合わせ、付けたい力を明確にした指導を行っています。担当者は令和4年4月から初めて難聴教室を担当しており、この学校の通級指導教室開設に携わった言語難聴アドバイザー（元教員）4名から指導を仰いでいます。保護者はこの難聴通級指導教室に対し、障害のある子どもを持つ悩みを聞いてもらえたり、子供のきこえに関して成長を感じたりし、通級指導教室を心のよりどころにして通っています。担当者としては嬉しく、子供や保護者の気持ちに寄り添った指導をするために専門性を高めたいと思う反面、現状ではご厚意から無償で来てくださっている言語難聴アドバイザーに頼っていることに心苦しさを感じています。また、聴覚に障害がある児童は小学校卒業と共に退級しますが、それ以降も成長を見守り、新たな課題も共に考えることができるような仕組みがあることを望みます。

令和2年6月厚生労働省による「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」委託を受け、静岡県では聴覚障害児支援体制整備事業として、静岡県乳幼児聴覚支援センターがこの事業を推進しました。静岡研も事業の一環である「静岡県聴覚障害児支援対策委員会」に参加し、医療・福祉・教育の連携のあり方について情報交換をしました。令和2年12月に静岡県乳幼児聴覚支援センターが行ったアンケート調査にも協力しました。

令和2年度の段階で、静岡県内の難聴学級では10名、難聴通級指導教室では6名、言語通級指導教室では14名、計30名が通級による指導および難聴指導を受けていることが分かりました（資料Ⅲ－①、②）。実際は通常の学級に在籍し、支援を受けていない児童生徒も多数いると思われませんが不明なままで、調査が必要であるという意見が出されました。

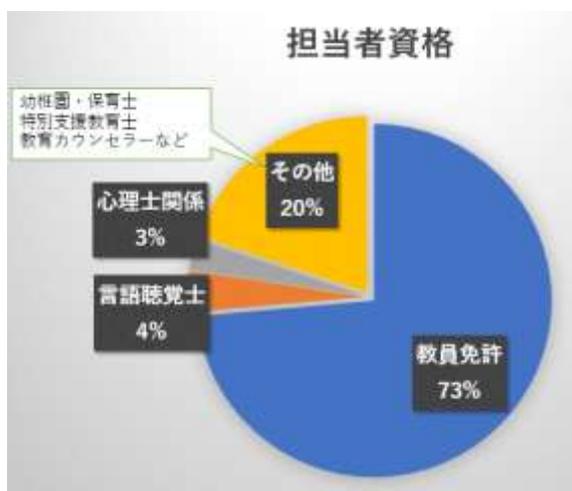
難聴児童生徒指導の担当者の多くは、教員免許のみをもつ者がほとんどでした（資料Ⅲ－③）。また、教室学級経験年数も3年未満が34%、5年未満が24%と5年未満の教員が過半数以上でした（資料Ⅲ－④）。

専門性が必要とされる分野の教育でありながら、難聴児童生徒の理解や指導に関する県教委主催の研修会や情報交換する場がありません。また、経験年数の少なさから、医療・福祉機関との連携の重要性に気付かされる機会や経験が得られにくくなっています。担当者の多くは、書籍を読んだり静岡研及び休日開催の外部機関の研修会を頼ったりして、一人で児童生徒のニーズに応えようと奮闘していることが伺えました。

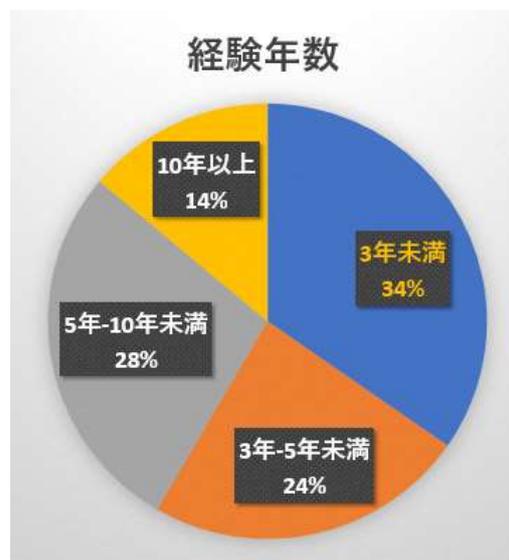
難聴・難聴児に関する研修会が充実することによって、経験が浅い担当者も安心して指導にあたることができます。県教委主催の難聴・難聴児に関する研修会が行われることを強く希望します。

令和3年度、静岡県立総合病院内のセンターの職員が巡回相談員として難聴児童生徒が通うきこえやことばの教室を巡回し指導をするという事業がありました。この取組の背景には、教育側も医療側も、連携を求めているという事実がありました（資料Ⅲ－⑤）。この

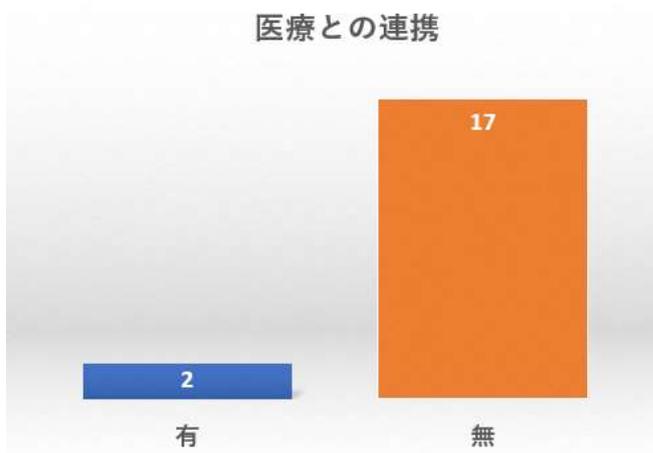
資料Ⅲ－③



資料Ⅲ－④



資料Ⅲ－⑤



※ 資料は、静岡県乳幼児聴覚支援センターが行ったアンケート結果による。グラフ等は静言研に提供していただいた。

IV 中学校・高等学校の発達障害通級指導教室の現状

本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。中学生となり人間関係づくりやコミュニケーションへの不安、また、自信をもてない生徒が表れてきます。このため、中学校の発達障害通級指導教室の必要性が高まっています。

県の働きかけにより少しずつ中学校の通級指導教室の拡充が進んできています。これにより、静岡市、浜松市、裾野市、三島市、函南町、沼津市、富士市、焼津市、吉田町、磐田市、袋井市を合わせて12市町に設置されました。藤枝市は中学生のための支援教室を市独自で市内全ての中学校に設置しています。しかし、上記の市町以外では対応がなされていないため、小学校で通級による指導を受けていてもその後の指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。小学校で通級による指導を受けてきた生徒・保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・支援が中断されてしまうことが、大きな不安となっています。

また、放課後に設定される指導時間枠の少なさ、放課後の部活動への参加、遠距離による通級の難しさ、保護者の送迎困難などに加え、他校に通級することへの思春期特有の不安や羞恥心などの心理的負担で発達障害通級指導教室に通うことができない生徒がいます。このような中、サテライト指導を必要としている学校が62%と半数以上を占めています。これは、中学校の通級指導教室の特徴ともいえます。生徒に合わせた発達障害通級指導教室での学びのためには、サテライト指導の運営について、今後、課題を検討していく必要があるといえます。

資料IV-1は、発達障害通級指導教室担当者の視点から、指導内容として良かったと思うことをまとめたアンケート結果です。中学校は、「進路に関する支援」が100%と最重要視されていることがよくわかります。また、「保護者を対象とした教育相談」が85%と高い数値になっており、進路や将来への支援を生徒とともに保護者も大切にしていることがわかりました。「メンタルケア」や「ソーシャルスキルトレーニング」、「在籍校への働きかけ」のいずれも数値は高く、指導内容が多岐にわたり、かつ必要とされていることが分析できます。

今まで、様々な困難さがある生徒の在籍校と通級担当が環境調整などを検討し、合理的配慮を行った結果、困難さが軽減され不適応の悪化を防ぐことにつながった例もあります。さらには、進路先への移行支援を行い、通級生徒が進路先でスムーズにスタートできるような支援もしています。ますます、中学校の通級指導教室が重要なものになってきています。

資料IV-1 指導内容として良かったこと（通級担当者アンケートより）

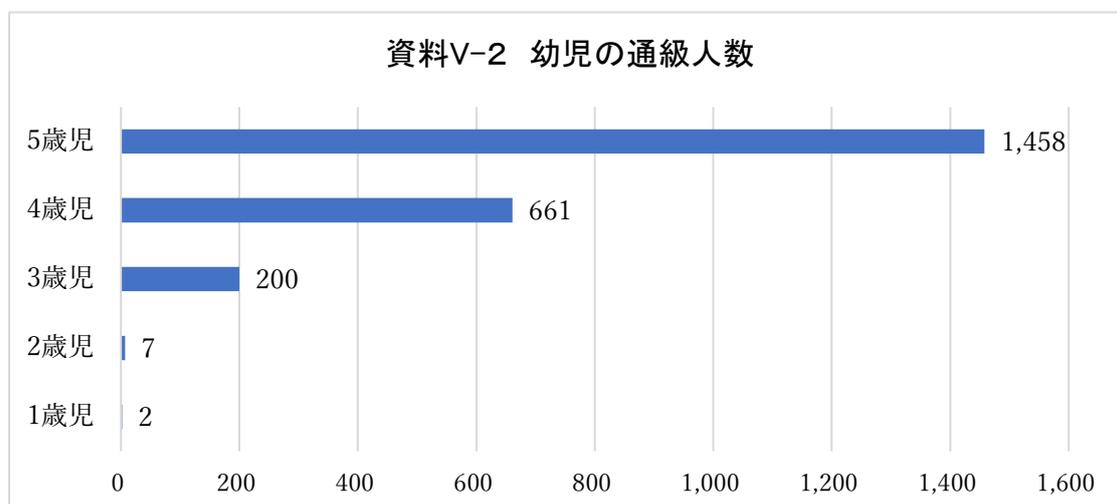
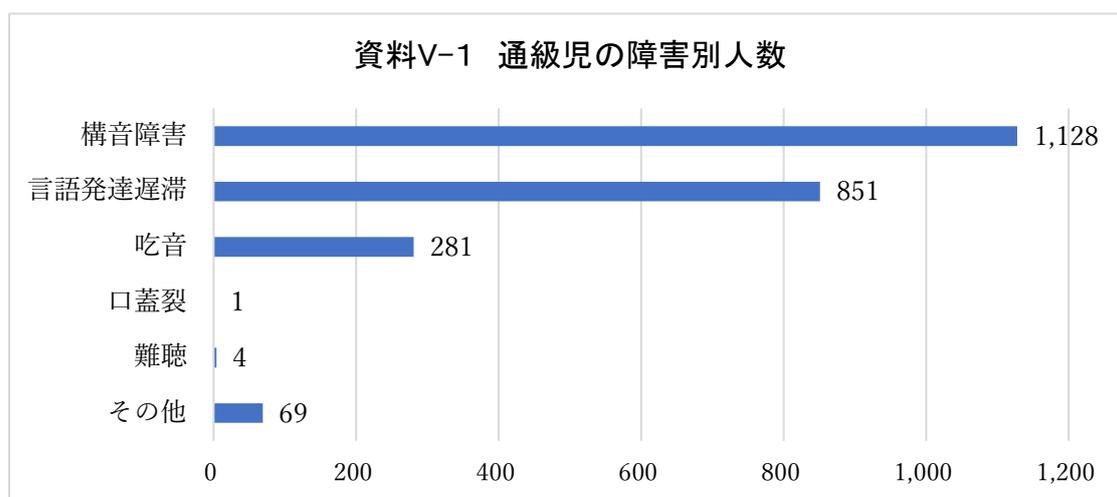
項目	割合
進路に関する支援	100%
メンタルケア（カウンセリングなど本人の精神面についてのケア）	92%
保護者を対象とした教育相談	85%
在籍校への働きかけ（学級担任の子どもに対する接し方についての助言など）	77%
ソーシャルスキルトレーニング（人との関わり方についての練習）	77%
苦手な学習の補充（苦手な認知領域の学習や教科学習の補充など）	77%
その他	15%

V 早期指導の充実と発展のための要望

本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がないため、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

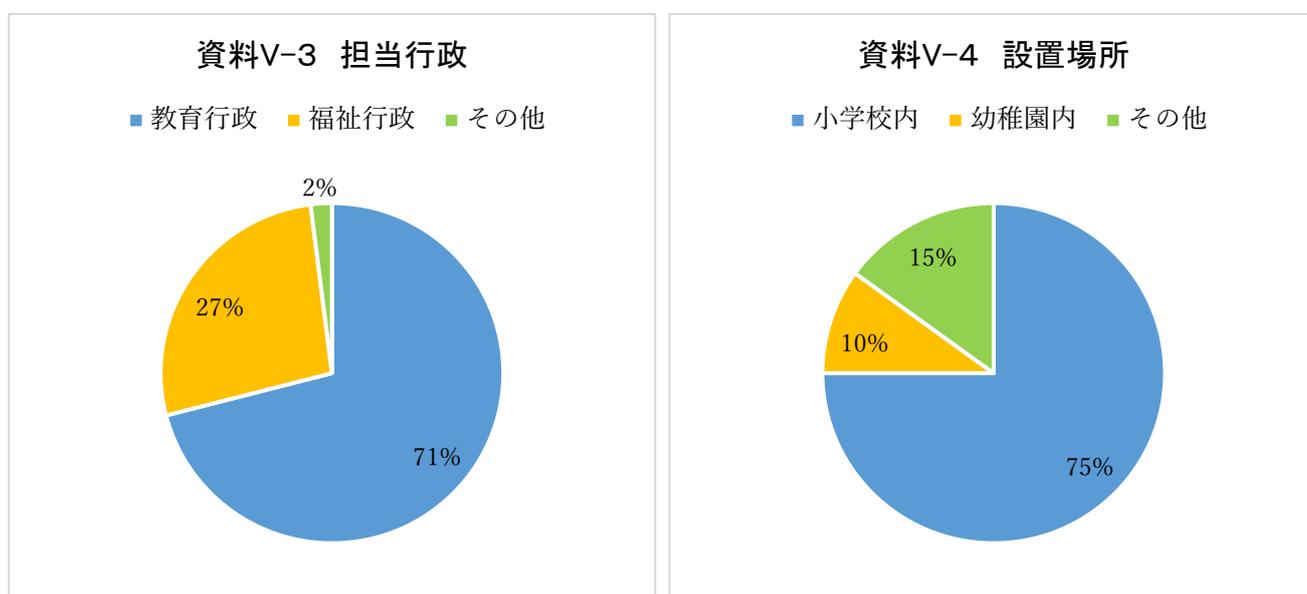
そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の指導・支援が受けられるよう県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願いします。

静岡県教育振興基本計画における『特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実』の施策の目標に「特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援における専門性の向上や内容の充実を図り、全ての児童生徒がその夢に向かって挑戦していくことのできる環境を実現します。」とあります。「幼児ことばの教室」は、母子保健や福祉機関と連携し、保護者からの相談に対応するなど地域の支援システムに位置付いた取組を行っています。幼児ことばの教室は資料V-1、資料V-2に示すような幼児が通っています。また、就学に向けた学校教育との接続で大きな役割を担い、早期からの切れ目のない支援を実現する上で重要な役割を果たしています。



「幼児ことばの教室」は令和4年度現在、当研究会に入会している教室が48教室あります。早期から一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、国の教育制度に明確に位置づけられていない中で、幼児ことばの教室での支援が、市町単独事業として県下の各地区で実施されていることは、県内外から高い評価を得ています。

これらの幼児ことばの教室の設置に関しては、各市町の実態や設置の経緯などにより、その教室を担当する行政や設置場所は様々です（資料V-3，4）。福祉行政が担っている市町では、母子保健や福祉機関と連携し早期からの支援の必要な幼児を受け入れる体制が取れるなどの利点があります。学齢のことばの教室に併設されている幼児ことばの教室では、幼児と小学生の教室が同じ施設の中にあるため指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ「連携がしやすい」、「就学にあたっての連携もしやすい」などの成果をあげています。



文部科学省は『通級による指導の手引き』の中で「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果がある。」と述べ、早期からの支援の必要性を指摘しています。本県の「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配をもつ保護者が「ことば」を窓口にして気軽に相談できる重要な支援機関です。「早期から切れ目のない支援ができる」「自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができる」などの幼児にとっての利点や、「保護者とともに子どものかかわりを考えることができる」などの保護者や指導者にとっての利点があります。

しかしながら、資料I-1-①にあるように、県東部には幼児ことばの教室が未設置の地区が多くあります。伊豆地区の幼児言語教室に関しては、平成23年度から29年度まで県健康福祉部より補助金を受けて言語障害児指導相談事業を行いました。この事業は県東部の言語指導担当経験者が、伊豆地区の言語通級未設置区に赴き、指導相談事業を行ったものです。この事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まり、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の3町では引き続き実施されています。こうした担当者の努力によって、少しでも多くのニーズに応えようとしていますが、十分な指導ができないことは明白です。

県内のある市では、ことばの教室の位置づけを重要と考えており、ここ5年間で担当者の

9割を正規化し、指導者の身分の安定や待遇面での問題が解消されるとともに、教室数も増えています。園の中にことばの教室があり、幼稚園教諭が担当することは、小学校と同じようにクラス担任の経験を生かし、幼児を理解した上で実態にあった指導ができる利点があります。また、担当者が増えたことにより、資質向上のための言語聴覚士の配置や研修体制も整ってきています。その結果、指導を必要とする全ての幼児が適時通えるようになり、市の中でのことばの教室の認知度や利用度も上がりました。

幼児ことばの教室の担当者は、資料V-5のように高い専門性のもとに業務を行っております。しかし資料V-6のように、担当者の多くは会計年度職員となっており、高い専門性のある業務であることと早期からの支援の必要性を鑑みますと、正規職員の配置または会計年度職員の処遇改善が必要であると考えます。またICT活用も行いたいのですが、幼児ことばの教室専用のパソコン・タブレットの支給がないことやWi-Fi環境が整っていないなどの理由から、不便さも感じております。担当者の専門性を維持しつつ、県内多くの幼児の指導や相談を継続して行い、「幼児ことばの教室」が、早期からの支援の場としてその役割を果たすために、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として市町への働きかけと、早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願い致します。

また、県健康福祉部からの補助金により、県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用や研修費用の助成を受けております。今後、各市町においても独自の予算が組まれますよう働きかけをお願い致します。

資料V-5 幼児指導者の業務

- 指導
- 相談
 - ・ 専門調査（保護者や対象児に行う相談や検査） ・ 出張相談 ・ 電話相談
 - ・ スクリーニング
- 保護者支援
- 園との連携
 - ・ 在籍園訪問や電話、連絡ノート、指導報告書、実態報告書による情報交換
 - ・ ケース会議への参加
 - ・ 在籍園担任へのことばの教室説明会や指導公開の開催
- 啓発
 - ・ パンフレット、教室便りの配布
 - ・ 市町内園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 他機関との連携
 - ・ 医療機関への紹介
 - ・ 小学校や学齢の通級指導教室との連携
 - ・ 母子保健担当者、保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
 - ・ 健診への協力 ・ ST（言語聴覚士）主催の講演会や懇談会への参加

資料V-6 職名

- 会計年度職員
- 教諭
- その他

